霧島屋久国立公園
（屋久島地域）

指　定　書

（公園区域の一部変更）

平成１９年３月３０日

環　境　省

目　　次

１　変更理由・・・

１　変更理由

霧島屋久国立公園は、鹿児島・宮崎の両県にまたがり、霧島火山帯に属する霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域及びその南方海上に位置する屋久島地域からなる。

本公園は、昭和９年３月 16 日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和 39 年３月 16 日には屋久島地域及び錦江湾地域が追加指定されて、霧島屋久国立公園に改称し、屋久島地域については、平成 14 年２月 19 日に公園計画及び公園計画の全体的な見直し（再検討）を行った。

口永良部島は、屋久島の西北西約 12km の洋上に位置し、好天時には、屋久島北西部の海岸や屋久島の宮之浦岳、永田岳等の山頂から間近に眺望できる。

また同島は、東西２つの島が結合された火山島であることから、東部には、新期火山群である新岳・古岳などの円錐状火山が並び、その周辺は多くの噴気孔や割れ目火口、火口跡の野池などが見られる特異な火山景観となっているほか、海岸部には切り立った海食崖や海食洞窟、洞穴など変化に富んだ地形を有するとともに、環境省レッドデータブック絶滅危惧ＩＡ類で国の天然記念物にも指定されているエラブオオコウモリの生息地でもある。

今回このような口永良部島を霧島屋久国立公園の公園区域に編入するため、公園区域の一部変更を行うものである。

2　変更する区域

霧島屋久国立公園（屋久島地域）の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表１：公園区域変更表）

番　号	区　分	変　更　部　分　の　区　域
1	拡　張	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の全部及びその地先海面

変　更　理　由	面　積（ha）
口永良部島は新旧二つの火山群が結合した、面積約 36㎢の小型の火山島である。東部火山地は３つの円錐状火山から構成され、海から屹立する火山島の景観を強く印象付ける。海岸部においては、火口から流れ出た溶岩が海に達し、海食によって形成された崖が発達し、荒々しく雄大な景観を呈している。 このように島全体が特徴ある火山景観を形成しており、島全体を一体的に捉えることが望ましいことから口永良部島の全域および地先海面を霧島屋久国立公園に編入し、適切な保護と利用を図る。	3,577 国　812 公　575 私 2,190
変　更　部　分　面　積　計	3,577 国　812 公　575 私 2,190
変　更　前　公　園　面　積	20,989 国 20,340 公　149 私　500
変　更　後　公　園　面　積	24,566 国 21,152 公　724 私 2,690

霧島屋久国立公園
（屋久島地域）

公園計画書

（公園計画の一部変更）

平成１９年３月３０日

環　境　省

目　　次

１　変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

２　規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）保護規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
ア　特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
(ア)　特別保護地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(イ)　第１種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
(ウ)　第２種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
(エ)　第３種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
イ　海中公園地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
ウ　面積内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
(ア)　地域地区別土地所有別面積（変更後）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
(イ)　地域地区別町別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

３　施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（１）利用施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
ア　単独施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
イ　道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
(ア)　車道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
(イ)　歩道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

４　参考事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
（１）指定動植物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
ア　特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
イ　海中公園地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（２）過去の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（３）公園区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（４）規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
ア　特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
(ア)　特別保護地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
(イ)　第１種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
(ウ)　第２種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
(エ)　第３種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７

(オ) 乗入れ規制地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
イ　海中公園地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
ウ　普通地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
（５）施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
ア　保護施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
イ　利用施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
(ア) 集団施設地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
(イ) 単独施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
(ウ) 道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
①　車道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
②　歩道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
(エ) 運輸施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３

１　変更理由

霧島屋久国立公園は、鹿児島・宮崎の両県にまたがり、霧島火山帯に属する霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域及びその南方海上に位置する屋久島地域からなる。

本公園は、昭和９年３月 16 日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和 39 年３月 16 日には屋久島地域及び錦江湾地域が追加指定されて、霧島屋久国立公園に改称し、屋久島地域については、平成 14 年２月 19 日に公園計画及び公園計画の全体的な見直し（再検討）を行った。

口永良部島は、屋久島の西北西約 12km の洋上に位置し、好天時には、屋久島北西部の海岸や屋久島の宮之浦岳、永田岳等の山頂から間近に眺望できる。

また同島は、東西２つの島が結合された火山島であることから、東部には、新期火山群である新岳・古岳などの円錐状火山が並び、その周辺は多くの噴気孔や割れ目火口、火口跡の野池などが見られる特異な火山景観となっているほか、海岸部には切り立った海食崖や海食洞窟、洞穴など変化に富んだ地形を有するとともに、環境省レッドデータブック絶滅危惧ＩＡ類で国の天然記念物にも指定されているエラブオオコウモリの生息地でもある。

今回このような口永良部島を霧島屋久国立公園の公園区域に編入することに伴い、当該地区の優れた自然の風景を保護するとともに、適正な利用を図るため、特別地域の指定及び歩道等利用施設の追加に係る公園計画の一部変更を行うものである。

２　規制計画

（１）　保護規制計画

保護規制計画の区域の一部を次のとおり変更する。

ア　特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表２：特別地域変更表）

番　号	区　分	変　更　部　分　の　区　域
１	拡　張	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部

変　更　理　由	面　積（ha）
口永良部（くちえらぶ）島の特徴的な火山景観である、新岳・古岳の円錐状火山や島中央部に良好な自然林として残るスダジイなどの照葉樹林、また海岸部では海食崖やポットホールなど、良好な風致の維持を図るため、特別地域とするものである。	3,512 国　807 公　562 私 2,143
変　更　部　分　面　積　計	3,512 国　807 公　562 私 2,143
変　更　前　特　別　地　域　面　積	20,989 国 20,340 公　149 私　500
変　更　後　特　別　地　域　面　積	24,501 国 21,147 公　711 私 2,643

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表３：特別保護地区変更表）

番　号	区　分	内　　容	名　　称	変更部分の区域
1	拡　張	特別地域の拡張	新岳、古岳	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部

変　更　理　由	面　積（ha）
新岳山頂および古岳山頂を中心とする一帯である。 山頂には、火口が広がり、ところどころ火山ガスの噴煙が上がる。火口周辺には火山荒原植生が展開し、火口と一体となって原始的な景観を呈している。森林は大部分が自然性の高いスダジイ林によって占められており、火山荒原植生へと移行する部分はヒサカキ林が分布する。 当該地区の景観は口永良部島の特徴的なものである。 このような優れた景観の保護を厳正に図るため、特別保護地区とするものである。	191 国　191 公　0 私　0
変　更　部　分　面　積　計	191 国　191 公　0 私　0
変　更　前　特　別　保　護　地　区　面　積	7,478 国 7,033 公　27 私　418
変　更　後　特　別　保　護　地　区　面　積	7,669 国 7,224 公　27 私　418

(イ) 第１種特別地域

第１種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表４：第１種特別地域変更表）

番　号	区　分	内　　容	名　　称	変更部分の区域
1	拡　張	特別地域の拡張	ナゲシ野崎海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部
2	拡　張	特別地域の拡張	倉崎山臼伐海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部
3	拡　張	特別地域の拡張	折崎海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部
4	拡　張	特別地域の拡張	芭蕉浦崎海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部
5	拡　張	特別地域の拡張	口永良部島東部海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部

変　更　理　由	面　積（ha）
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観が展開するとともに、海食洞窟が存在するなど、変化に富む海岸線がつづく。これら海岸景観の優れた風致の維持を図るため第１種特別地域とする。	21 国　21 公　0 私　0
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈する地区である。これら海岸景観の優れた風致の維持を図るため第１種特別地域とする。	6 国　6 公　0 私　0
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈するとともに、海食洞窟が存在するなど、変化に富む海岸線がつづく。これら海岸景観の優れた風致の維持を図るため第１種特別地域とする。	10 国　10 公　0 私　0
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈する地区である。これら海岸景観の優れた風致の維持を図るため第１種特別地域とする。	15 国　15 公　0 私　0
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈する地区であり、海食洞窟やポットホールが存在するなど、変化に富む海岸線がつづく。これら海岸景観の優れた風致の維持を図るため第１種特別地域とする。	27 国　27 公　0 私　0

番　号	区　分	内　　容	名　　称	変更部分の区域
6	拡　張	特別地域の拡張	新岳・古岳山麓部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部

変　更　理　由	面　積（ha）
古岳南麓は大起伏火山地であり、海から山体が屹立する雄大な景観を呈し、自然性の高い照葉樹林が分布する。 新岳山麓は中起伏火山地であり、古岳とともに雄大な火山地景観を呈するとともに、自然性の高いスダジイなどの照葉樹林が広がる。 また海岸部では、古岳南麓が波浪によって削られて形成された海食崖が連続し、荒々しい景観がフェリーで口永良部（くちえらぶ）島に訪れる人々を迎える。 これら自然性の高い照葉樹林に覆われた火山地景観および海岸景観の風致の維持を図るため第１種特別地域とする。	626 国　438 公　137 私　51
変　更　部　分　面　積　計	705 国　517 公　137 私　51
変　更　前　第　1　種　特　別　地　域　面　積	2,595 国 2,595 公　0 私　0
変　更　後　第　1　種　特　別　地　域　面　積	3,300 国 3,112 公　137 私　51

（ウ） 第２種特別地域

第２種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表５：第２種特別地域変更表）

番　号	区　分	内　　容	名　　称	変更部分の区域
1	拡　張	特別地域の拡張	岩屋泊(いわやどまり)海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部(くちえらぶ)島の一部
2	拡　張	特別地域の拡張	西之浜(にしのはま)	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部(くちえらぶ)島の一部
3	拡　張	特別地域の拡張	番屋ヶ峰(ばんやがみね)	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部(くちえらぶ)島の一部
4	拡　張	特別地域の拡張	寝待(ねまち)海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部(くちえらぶ)島の一部
5	拡　張	特別地域の拡張	岩崎海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部(くちえらぶ)島の一部
6	拡　張	特別地域の拡張	湯向(ゆむぎ)北海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部(くちえらぶ)島の一部

変　更　理　由	面　積（ha）
湾入部に位置し、波は静かで穏やかな景観を呈し、海岸には海食洞窟が存在する。海岸からは海に向って、硫黄島や開聞岳などの遠方の島、山への眺望が得られる。これら良好な風致の維持を図るため第２種特別地域とする。	5 国　5 公　0 私　0
口永良部島において、唯一の白砂の浜である。海岸部には温泉（西之湯）が存在し、海水浴、温泉利用など口永良部島の利用拠点として、固有の温泉資源や海浜の良好な風致の維持を図るため、第２種特別地域とする。	2 国　2 公　0 私　0
口永良部島の西部、古期火山群の最高点に位置し、口永良部島の山々、遠方の島々への優れた眺望が得られる利用上重要な場所であることから、良好な風致の維持を図るため第２種特別地域とする。	6 国　0 公　4 私　2
寝待立神や特徴的な形態をした岩など、変化に富む海岸景観を呈し、海岸部には温泉（寝待温泉）が存在する。 固有の温泉資源や変化に富む海岸部の良好な風致の維持を図るため、第２種特別地域とする。	4 国　4 公　0 私　0
口永良部漁港がある湾入部に位置し、フェリーから海食崖が連続する景色を眺めることができる。これら海岸部の良好な風致の維持を図るため第２種特別地域とする。	3 国　3 公　0 私　0
海食崖が連続する景色が広がる地区である。これら海岸部の良好な風致の維持を図るため第２種特別地域とする。	2 国　2 公　0 私　0

番　号	区　分	内　　容	名　　称	変更部分の区域
7	拡　張	特別地域の拡張	新岳・古岳山麓西側下部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部
8	拡　張	特別地域の拡張	湯向南海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部
9	拡　張	特別地域の拡張	新岳・古岳山麓東側下部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部

変　更　理　由	面　積（ha）
新岳西、北山麓部は溶岩台地が形成されており、火山噴火による溶岩の動きが想起でき、島が形成されてきた歴史を見ることができる。国指定天然記念物のエラブオオコウモリの生息が確認されている。 火山地景観、樹林地景観およびエラブオオコウモリの生息環境の保護を図るため、第２種特別地域とする。	400 国　10 公　157 私　233
海食崖が連続する景色が広がる地区である。これら海岸部の良好な風致の維持を図るため第２種特別地域とする。	2 国　2 公　0 私　0
古岳東麓は中起伏火山地であり、自然性の高いスダジイ群落に覆われているが、海岸に近い部分はリュウキュウチクに覆われている。 火山地景観、自然性の高い樹林地景観の保護を図るため、第２種特別地域とする。	82 国　2 公　0 私　80
変　更　部　分　面　積　計	506 国　30 公　161 私　315
変　更　前　第　２　種　特　別　地　域　面　積	2,010 国 1,845 公　109 私　56
変　更　後　第　２　種　特　別　地　域　面　積	2,516 国 1,875 公　270 私　371

(エ) 第３種特別地域

第３種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表６：第３種特別地域変更表）

番　号	区　分	内　　容	名　　称	変更部分の区域
1	拡　張	特別地域の拡張	口永良部島北部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部

変　更　理　由	面　積（ha）
中起伏火山地で形成され、大半をリュウキュウチク群落が覆う。牧野、採草地が整備され、なだらかな山麓部において、放牧牛が点在する周囲の自然と相まった景観を呈する。 農林業との調整を図りつつ、二次的自然の適正な維持管理により、これらの良好な風致の維持を図るため、第３種特別地域とする。	2,110 国　69 公　264 私　1,777
変　更　部　分　面　積　計	2,110 国　69 公　264 私　1,777
変　更　前　第　３　種　特　別　地　域　面　積	8,906 国　8,867 公　13 私　26
変　更　後　第　３　種　特　別　地　域　面　積	11,016 国　8,936 公　277 私　1,803

イ　海中公園地区

次の海中公園地区を追加する。

（表７：海中公園地区変更表）

番　号	名　　称	位　　置
2	メガ崎	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島地先海面

地　区　の　概　要	面　積（ha）
海岸付近は岩盤の上に巨大な転石が散在し、岩盤や転石の上に塊状のサンゴ群体が分布する。水深 10m 付近の海底では、ミダレノウサンゴ中心に多くのサンゴが確認されている。 洞窟なども見られ、多くの魚種が確認されており、海中景観の保護を厳正に図るため海中公園地区とする。	56.5

ウ　面積内訳

（ア） 地域地区別土地所有別面積（変更後）

（表８：地域地区別土地所有別面積総括表）

<table>
<tr><td colspan="2">地　域　区　分</td><td colspan="9">特　　別　　地　　域</td></tr>
<tr><td colspan="2">地　種　区　分</td><td colspan="3">特別保護地区</td><td colspan="3">第　1　種</td><td colspan="3">第　2　種</td></tr>
<tr><td colspan="2">土　地　所　有　別</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td></tr>
<tr><td rowspan="4">合

計</td><td>土地所有別面積</td><td>7,224</td><td>27</td><td>418</td><td>3,112</td><td>137</td><td>51</td><td>1,875</td><td>270</td><td>371</td></tr>
<tr><td>地種区分別面積
(比率)</td><td colspan="3" rowspan="2">7,669
（ 31.2 ）</td><td colspan="3">3,300
（ 13.4）</td><td colspan="3">2,516
（ 10.3 ）</td></tr>
<tr><td>地域地区別面積
(比率)</td><td colspan="6">16,832
（ 68.5 ）</td></tr>
<tr><td>地 域 別 面 積
(比率)</td><td colspan="9">24,501
（ 99.7 ）</td></tr>
</table>

（単位：面積 ha、比率%）

第　3　種			普　通　地　域（陸　域）			合　　計（陸　域）			海中公園地区
国	公	私	国	公	私	国	公	私	
8,936	277	1,803	5	13	47	21,152	724	2,690	
11,016 （ 44.8 ）									
			65 （ 0.3 ）			24,566 （ 100.0 ）			2ヶ所 170.9

(イ)　地域地区別町別面積

（表９：地域地区別町別面積総括表）

地域地区			現行							
			特別地域					普通地域(陸域)	合計(陸域)（A）	海中公園地区（A’）
市町村名			特保	第１種	第２種	第３種	小計			
鹿児島県	熊毛郡	上屋久町	4,659	1,655	297	3,623	10,234	0	10,234	0
		屋久町	2,819	940	1,713	5,283	10,755	0	10,755	114.4
	合計		7,478	2,595	2,010	8,906	20,989	0	20,989	114.4

（単位：ha）

変更後								増減	
特別地域					普通地域(陸域)	合計(陸域)（B）	海中公園地区（B’）	陸域（B－A）	海中公園地区（B’－A’）
特保	第１種	第２種	第３種	小計					
4,850	2,360	803	5,733	13,746	65	13,811	56.5	3,577	56.5
2,819	940	1,713	5,283	10,755	0	10,755	114.4	0	0
7,669	3,300	2,516	11,016	24,501	65	24,566	170.9	3,577	56.5

3　施設計画

(1)　利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア　単独施設

次の単独施設を追加する。

（表１０：単独施設追加表）

番号	種　　類	位　　置
１９	水　泳　場	鹿児島県熊毛郡上屋久町（岩屋泊（いわやどまり））
２０	園　　地	鹿児島県熊毛郡上屋久町（本村（ほんむら））
２１	博物展示施設	鹿児島県熊毛郡上屋久町（本村（ほんむら））
２２	公衆浴場	鹿児島県熊毛郡上屋久町（湯向（ゆむぎ））

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
岩屋泊での海水浴、散策利用のための水泳場として整備する。	新　　規
本村周辺の休憩等のための園地として整備する。	新　　規
口永良部島の利用拠点となっており、自然等の紹介や火山活動地帯における利用の注意喚起のための博物展示施設として整備する。	新　　規
湯向温泉での温泉利用のための公衆浴場として整備する。	新　　規

イ　道路

（ア）　車道

次の車道を追加する。

（表１１：道路（車道）追加表）

番号	路線名	区　　間	主要経過地
4	本村岩屋泊湯向線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（本村（ほんむら）） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（岩屋泊（いわやどまり）） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（番屋ヶ峰（ばんやがみね）） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（湯向（ゆむぎ））	－

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
本村から岩屋泊、番屋ヶ峰及び湯向に至る車道として整備する。	新　　規

（イ） 歩道

次の歩道を追加する。

（表１２：道路（歩道）追加表）

番号	路線名	区　　間	主要経過地
１３	古岳線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（砂ヶ迫登山口） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（古岳火口）	古岳山頂
１４	永迫メガ崎線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（永迫牧場） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（メガ崎灯台下） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（メガ崎北海岸）	メガ崎灯台

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
島の案内人とともに古岳火口の荒々しい眺めやマルバサツキが美しい照葉樹林の森を散策し、硫黄採取の歴史を知る登山道として整備する。	新　　規
口永良部島東部の牧場景観、ヤクシカ等の動物観察並びに海岸部でのタイドプールなどでの水生生物観察などを楽しみながら、メガ崎灯台および海中公園地区に至る歩道として整備する。	新　　規

4　参考事項

（1）指定動植物

ア　特別地域

特別地域において，採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科　　名	種　　名
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ヒモズル、ヒメスギラン、ヒモスギラン、マンネンスギ、ヨウラクヒバ、ホソヒモヨウラクヒバ、コスギラン、ヒモラン、タカネヒカゲノカズラ、コスギトウゲシバ
ハナヤスリ	コブラン、サクラジマハナヤスリ
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
ウラジロ	カネコシダ
コケシノブ	キクモバホラゴケ、リュウキュウコケシノブ
イノモトソウ	スキヤクジャク、シノブホングウシダ、ヒメホングウシダ、コウシュンシダ、ウスバイシカグマ、ヤクシマカグマ、カワリバアマクサシダ、アシガタシダ、ヒカゲアマクサシダ、ハマホラシノブ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ、シマヤマソテツ
ヘゴ	クサマルハチ、チャボヘゴ、ヘゴ
オシダ	コウモリシダ、キリシマヘビノネゴザ、シマイヌワラビ（ホウライイヌワラビ)、ホソバシケチシダ（オオバミヤマイヌワラビ)、テツホシダ、コバザケシダ（ジャコウシダを含む。)、アミシダ、キノボリシダ、アオイガワラビ、ヤクシマワラビ、ツクシイワヘゴ、ホウライヒメワラビ、ホオノカワシダ、オオヤグルマシダ（マキヒレシダ)、ヒロハアツイタ、アツイタ、サクラジマイノデ、コモチイノデ、オリヅルシダ、シマジュウモンジシダ
シシガシラ	ヒリュウシダ、オオギミシダ、ホソバオオカグマ
チャセンシダ	オオタニワタリ、ウスバクジャク、フササジラン、カミガモシダ、ヤクシマシダ
ウラボシ	タイワンクリハラン、ヒメタカノハウラボシ、オニマメヅタ、イワオモダカ
ソテツ	ソテツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）
ツチトリモチ	ツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ、キイレツチトリモチ

科　　名	種　　名
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ)、ヒメハマナデシコ、ワチガイソウ
キンポウゲ	ハナカズラ（ハナヅル)、タンナトリカブト、ウンゼントリカブト、タカネハンショウヅル、オオゴカヨウオウレン、オキナグサ、ヒメウマノアシガタ
ツヅラフジ	ミヤコジマツヅラフジ
コショウ	サダソウ
ウマノスズクサ	クワイバカンアオイ、ヤクシマアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
オトギリソウ	ヤクシマコオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	ホザキキケマン
ベンケイソウ	ツメレンゲ
ユキノシタ	ヤクシマショウマ、ヒメチャルメルソウ、オオチャルメルソウ、ツクシチャルメルソウ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ダイモンジソウ（ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウを含む。)
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。)、シロバナノヘビイチゴ（モリイチゴ)、イワキンバイ
マメ	ハカマカズラ
カワゴケソウ	ヤクシマカワゴロモ
カタバミ	コミヤマカタバミ
フウロソウ	ヤクシマフウロ
アオイ	ハマボウ
スミレ	キバナノコマノツメ、ヒメミヤマスミレ、ヤクシマスミレ、キスミレ、シコクスミレ（ハコネスミレ)、コケスミレ
ノボタン	ミヤマハシカンボク、ヒメノボタン（クサノボタン）
セリ	ツクシゼリ（ヒナボウフウ)、ヤクシマノダケ
イワウメ	イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、ヒメコイワカガミ
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ
ツツジ	ヨウラクツツジ、サツキ（サツキツツジ)、ヒカゲツツジ、ヤクシマヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ヤクシマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、サタツツジ、マルバサツキ、サクラツツジ、ヤクシマツツジ（ヤクシマヤマツツジ)、シロドウダン（ベニドウダンを含む。）
サクラソウ	シマギンレイソウ、ホザキザクラ

科　　名	種　　名
リンドウ	シマセンブリ（ホウライセンブリ）、キリシマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、ヤクシマリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、ヘツカリンドウ、イヌセンブリ
アカネ	サツマイナモリ、チャボイナモリ（ヤエヤマイナモリ）、シラタマカズラ
クマツヅラ	トサムラサキ（ヤクシマコムラサキを含む。）
シソ	ヒロハテンニンソウ（オオマルバノテンニンソウ，ツクシミカエリソウ，トサミカエリソウ）
ゴマノハグサ	クモイコゴメグサ、シコクママコナ、ヤクシママママコナ、ヤクシマシオガマ、ツクシシオガマ、トラノオスズカケ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン、タマザキヤマビワソウ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	リュウキュウハグマ（モミジキッコウハグマ）、ホソバハグマ、タンナヤハズハハコ、ハマベノギク（イソノギク）、シオン、ウラギク（ハマシオン）、ツクシコウモリソウ、ノジギク、オイランアザミ、ヤクシマアザミ、ヤクシマヒヨドリ、カンツワブキ、コケセンボンギク、ハンカイソウ、ヒメキクタビラコ、キリシマヒゴタイ、イッスンキンカ、オオハマグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	ケイビラン（ヤクシマケイビランを含む。）、ヤクシマノギラン、ヤマラッキョウ、シライトソウ、チャボシライトソウ（ヒナシライトソウ）、キキョウラン、ツクシショウジョウバカマ、ヤクシマショウジョウバカマ、キスゲ（ユウスゲ）、ハマカンゾウ、ノヒメユリ（スゲユリ）、コオニユリ、ハナゼキショウ（イワゼキショウ、ヤクシマチャボゼキショウ）、タマガワホトトギス、チャボホトトギス
ビャクブ	ヒメナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト（ハマユウ）
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ、ルリシャクジョウ、キリシマシャクジョウ、タヌキノショクダイ、キリシマタヌキノショクダイ
ホシクサ	タンナイヌノヒゲ、ヤクシマホシクサ、ツクシクロイヌノヒゲ
イネ	シマノガリヤス（キリシマノガリヤス）、ヤクシマノガリヤス、コメススキ、コオニシバ
サトイモ	ヒメテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、ヤクシマテンナンショウ

科　　名	種　　名
カヤツリグサ	ヤクシマスゲ、コイワカンスゲ、ハナビスゲ（ジュウモンジスゲ）、コタヌキラン、ヤチカワズスゲ、チャボカワズスゲ（ヤクシマカワズスゲ）、ツルカミカワスゲ、ツクシテンツキ、ミカズキグサ、イヌノハナヒゲ、マネキシンジュガヤ、オオシンジュガヤ
ラン	タイワンアオイラン、ナゴラン、オキナワチドリ、タネガシマムヨウラン、ヤクシマラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、シコウラン、キリシマエビネ、レンギョウエビネ、エビネ（タカネエビネ，ビゼンエビネを含む。）、ヒロハノカラン（ダルマエビネ）、ツルラン（カラン：ユウヅルエビネ，オオダルマエビネを含む。）、オナガエビネ（リュウキュウエビネを含む。）、サクラジマエビネ、ナツエビネ、キエビネ（オオエビネ，サツマエビネ，ヒゴエビネを含む。）、サルメンエビネ、トクサラン、ヒメノヤガラ、リュウキュウカイロラン（アカバナシュスラン，タネガシマカイロラン）、ミヤマムギラン、サイハイラン、ヘツカラン、シュンラン（ホクロ）、カンラン、ナギラン、マヤラン（サガミラン）、ホウサイ、クマガイソウ、セッコク、キバナノセッコク、コカゲラン、アオスズラン（エゾスズラン）、カキラン、タシロラン、オオオサラン（ホザキオサラン）、オサラン、イモネヤガラ、ツチアケビ、ヤツシロラン（アキザキヤツシロラン）、オニノヤガラ、ハルザキヤツシロラン、アケボノシュスラン、ハチジョウシュスラン、カゴメラン（シライトシュスラン，ヤクシマシュスラン，リュウキュウシュスランを含む。）、シマシュスラン、ツリシュスラン、キンギンソウ、ミヤマウズラ、シュスラン、ムカゴトンボ、タカサゴサギソウ、ヒメクリソラン、ムカゴソウ、ヤクシマアカシュスラン、ムヨウラン、クロムヨウラン（ムラサキムヨウラン）、ギボウシラン、ユウコクラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、コクラン、ササバラン、チケイラン、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ボウラン、ニラバラン、ツクシアリドオシラン、フウラン、ヨウラクラン、オオバヨウラクラン、イナバラン、ウチョウラン、コケイラン、ガンゼキラン（ホシケイランを含む。）、カクラン（カクチョウラン）、ニイタカチドリ（ツクシチドリ）、ジンバイソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ヤクシマチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、マツゲカヤラン、カシノキラン、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、ヒメトケンラン、ヒトツボクロ、ヤクシマネッタイラン、イイヌマムカゴ、ヤクシマヒメアリドオシラン、ショウキラン、キヌラン

イ　海中公園地区

海中公園地区において捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物は次のとおりである。

科　　名	種　　名
アカエイ	ヤッコエイ
フサカサゴ	キリンミノ，ハナミノカサゴ，ネッタイミノカサゴ，キミオコゼ
ハタ	キンギョハナダイ，ハナゴイ
テンジクダイ	ヤライイシモチ，ナガレボシ，キンセンイシモチ
イサキ	ヒレグロコショウダイ，ムスジコショウダイ
チョウチョウウオ	ツノハタタテダイ，ミナミハタタテダイ，オニハタタテダイ，ムレハタタテダイ，フエヤッコダイ，ヤリカタギ，スミツキトノサマダイ，トゲチョウチョウウオ，ウミヅキチョウチョウウオ，イッテンチョウチョウウオ，トノサマダイ，チョウハン，カガミチョウチョウウオ，フウライチョウチョウウオ，ミスジチョウチョウウオ，ニセフウライチョウチョウウオ，ハナグロチョウチョウウオ，チョウチョウウオ，ミゾレチョウチョウウオ，ゴマチョウチョウウオ
キンチャクダイ	サザナミヤッコ，タテジマキンチャクダイ，シテンヤッコ，アブラヤッコ，ナメラヤッコ
スズメダイ	クマノミ，ササスズメダイ，ヒメスズメダイ，ヒレグロスズメダイ，キホシスズメダイ，シコクスズメダイ，アマミスズメダイ，タカサゴスズメダイ，モンスズメダイ，ミツボシクロスズメダイ，フタスジリュウキュウスズメダイ，オキナワスズメダイ，ルリホシスズメダイ，ルリメイシガキスズメダイ，イシガキスズメダイ，イチモンスズメダイ，ミヤコキセンスズメダイ，ヒレナガスズメダイ，リボンスズメダイ，クロリボンスズメダイ，フィリピンスズメダイ，アサドスズメダイ，メガネスズメダイ，モンツキスズメダイ，ソラスズメダイ，ナガサキスズメダイ，クロメガネスズメダイ，ネッタイスズメダイ，ニセネッタイスズメダイ，フチドリスズメダイ，セダカスズメダイ
ベラ	スミツキベラ，ケサガケベラ，ニューギニアベラ，ホシススキベラ，ブチススキベラ，クギベラ，シマタレクチベラ，ホンソメワケベラ，ソメワケベラ，セジロノドグロベラ，ヤンセンニシキベラ，セナスジベラ，コガシラベラ，ハコベラ，オトメベラ，トカラベラ，ミツボシキュウセン，ムナテンベラダマシ，コガネキュウセン，ムナテンベラ，カノコベラ，ゴシキキュウセン，ツキベラ，ニシキキュウセン，カンムリベラ，ツユベラ，ヤリイトヒキベラ，ニシキイトヒキベラ
ブダイ	イロブダイ，ナンヨウブダイ，ナガブダイ，キビレブダイ

科　　名	種　　名
トラギス	オグロトラギス
ヘビギンポ	タテジマヘビギンポ
イソギンポ	ヒトスジギンポ
ハゼ	ミズタマハゼ，ハタタテハゼ，オオメハゼ，オキナワベニハゼ
ツノダシ	ツノダシ
ニザダイ	ヒメテングハギ，オニテングハギ，ミヤコテングハギ，テングハギモドキ，ヒレナガハギ，シマハギ
モンガラカワハギ	クマドリ，ムラサメモンガラ，タスキモンガラ，クラカケモンガラ
カワハギ	ノコギリハギ
ハコフグ	クロハコフグ，ミナミハコフグ，ハコフグ
フグ	シマキンチャクフグ
ホンダワラ	コバモク
ムカシサンゴ	ムカシサンゴ
ハナヤサイサンゴ	ハナヤサイサンゴ，イボハダハナヤサイサンゴ，ヘラジカハナヤサイサンゴ，ショウガサンゴ
ミドリイシ	アバタコモンサンゴ，ノリコモンサンゴ，イボコモンサンゴ，モリスコモンサンゴ，ツツユビミドリイシ，オヤユビミドリイシ，サンカクミドリイシ，コユビミドリイシ，コイボミドリイシ，ハイマツミドリイシ，ハナバチミドリイシ，クシハダミドリイシ，タマユビミドリイシ，ホソエダミドリイシ，サボテンミドリイシ，エンタクミドリイシ，マルツツハナガサミドリイシ，アナサンゴ，コブハマサンゴ，ハナガササンゴ，アミメサンゴ，ヤスリサンゴ
ヒラフキサンゴ	シコロサンゴ，トガリシコロサンゴ，ハマシコロサンゴ，シコロキクメイシ，ヒラフキサンゴ，アバタセンベイサンゴ，リュウモンサンゴ，シワリュウモンサンゴ
クサビライシ	マルクサビライシ，クサビライシ，キュウリイシ，ヤエヤマカワラサンゴ
ビワガライシ	アザミサンゴ
ウミバラ	キッカサンゴ，アナキッカサンゴ，ウスカミサンゴ，スジウミバラ
オオトゲサンゴ	カビラタバサンゴ，ヒメオオトゲキクメイシ，ヒラタオオトゲキクメイシ，アマクサオオトゲキクメイシ，オオハナガタサンゴ，パラオハナガタサンゴ，ホソダイノウサンゴ，ダイノウサンゴ，ハナガタサンゴ
サザナミサンゴ	トゲイボサンゴ，サザナミサンゴ
キクメイシ	タバネサンゴ，ウスチャキクメイシ，キクメイシ，スボミキクメイシ，アバレキクメイシ，バラバットサンゴ，カメノコキクメイシ，オオカメノコキクメイシ，シナキクメイシ，ゴカクキクメイシ，シモフリカメノコキク

科　　名	種　　名
キクメイシ	メイシ，コモンキクメイシ，パリカメノコキクメイシ，コカメノコキクメイシ，ミダレカメノコキクメイシ，ウネカメノコキクメイシ，ミダレノウサンゴ，ヒラノウサンゴ，ノウサンゴ，シナノウサンゴ，ナガレサンゴ，オオナガレサンゴ，マルキクメイシ，タカキクメイシ，ルリサンゴ，フカトゲキクメイシ，トゲキクメイシ，リュウキュウキッカサンゴ
チョウジガイ	ハナサンゴ，ナガレハナサンゴ
キサンゴ	ウネスリバチサンゴ，ヨコミゾスリバチサンゴ，イボヤギ
ヤギモドキウミヒドラ	オオギウミヒドラ
ハネウミヒドラ	ハネウミヒドラ
アナサンゴモドキ	イタアナサンゴモドキ，カンボクアナサンゴモドキ
ウミアザミ	ウミアザミ類
チヂミトサカ	タチチヂミトサカ，チヂミトサカ，キバナトサカ，アカバナトサカ，オオトゲトサカ，ビロードトゲトサカ
ウミトサカ	タコアシカタトサカ，ウミキノコ類，オオウミタケ
アオサンゴ	アオサンゴ
イソバナ	イソバナ，オオイソバナ
ホソヤギ	ハナヤギ
ケヤリムシ	ケヤリムシ
イバラカンザシ	イバラカンザシ

（2）過去の経緯

ア　公園区域

昭和 39 年 3 月 16 日　公園区域の指定
昭和 50 年 5 月 17 日　公園区域の変更（屋久島原生自然環境保全地域指定のため公園区域の一部が削除）
昭和 58 年 1 月 14 日　公園区域の変更（亜熱帯から冷温帯に至る植生の垂直分布がみられる屋久島西北部地域の保護規制強化のため、公園区域を拡張）
平成 14 年 2 月 19 日　再検討に伴う公園区域の変更

イ　規制計画

昭和 39 年 3 月 16 日　特別地域及び特別保護地区の指定
昭和 58 年 1 月 14 日　公園計画の変更（亜熱帯から冷温帯に至る植生の垂直分布がみられる屋久島西北部地域の保護規制強化のため、保護規制計画を変更）
平成 14 年 2 月 19 日　再検討に伴う変更（特別地域の拡張）

ウ　施設計画

昭和 39 年 3 月 16 日　利用計画の決定
昭和 45 年 12 月 12 日　利用計画の決定（避難小屋追加１）
昭和 46 年 11 月 9 日　利用計画の決定（避難小屋追加１、歩道追加１）
昭和 46 年 11 月 17 日　利用計画の決定（宿舎削除１）
平成 14 年 2 月 19 日　再検討に伴う変更

（３）公園区域

公園区域は次のとおりである。

（表１３：公園区域表）

都道府県名	区　　域	面　積（ha）
鹿児島県	熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 1 林班から 8 林班まで、13 林班、90 林班から 101 林班まで、103 林班、105 林班、213 林班から 215 林班まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班、228 林班から 232 林班まで及び 263 林班から 271 林班までの全部並びに 9 林班、12 林班、102 林班、204 林班から 206 林班まで、212 林班、274 林班及び 275 林班の各一部　(国　9,659) 熊毛郡上屋久町 口永良部島の全部及びその地先海面並びに永田及び宮之浦の各一部　国 854 / 公 681 / 私 2,617	13,811 国 10,513 公 681 私 2,617
	熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 13 林班、22 林班、23 林班、31 林班、45 林班、50 林班から 63 林班まで、75 林班から 90 林班まで、103 林班から 108 林班まで及び 112 林班の全部並びに 14 林班、15 林班、17 林班から 19 林班まで、24 林班、26 林班から 30 林班まで、32 林班、38 林班、47 林班、65 林班及び 111 林班の各一部　(国 10,613) 熊毛郡屋久町 安房、尾之間、栗生、中間及び船行の各一部　国 26 / 公 43 / 私 73	10,755 国 10,639 公 43 私 73
合　　計		24,566 国 21,152 公 724 私 2,690

（４）規制計画

規制計画は次のとおりである。

ア　特別地域

次の区域を特別地域とする。

（表１４：特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面　積（ha）
鹿児島県	熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 1 林班から 8 林班まで、13 林班、90 林班から 101 林班まで、103 林班、105 林班、213 林班から 215 林班まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班、228 林班から 232 林班まで及び 263 林班から 271 林班までの全部並びに 9 林班、12 林班、102 林班、204 林班から 206 林班まで、212 林班、274 林班及び 275 林班の各一部　(国　9,659) 熊毛郡上屋久町 口永良部島、永田及び宮之浦の各一部　国　849　公　668　私　2,570	13,746 国 10,508 公　668 私　2,570
	熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 13 林班、22 林班、23 林班、31 林班、45 林班、50 林班から 63 林班まで、75 林班から 90 林班まで、103 林班から 108 林班まで及び 112 林班の全部並びに 14 林班、15 林班、17 林班から 19 林班まで、24 林班、26 林班から 30 林班まで、32 林班、38 林班、47 林班、65 林班及び 111 林班の各一部　(国 10,613) 熊毛郡屋久町 安房、尾之間、栗生、中間及び船行の各一部　国　26　公　43　私　73	10,755 国 10,639 公　43 私　73
合　　計		24,501 国 21,147 公　711 私　2,643

（ア）特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

（表１５：特別保護地区総括表）

都道府県名	区　　域	面　積（ha）
鹿児島県	熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 1 林班から 4 林班まで、97 林班、229 林班から 231 林班まで及び 265 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班まで、12 林班、13 林班、90 林班から 94 林班まで、98 林班から 100 林班まで、102 林班、103 林班，204 林班から 206 林班まで、232 林班、264 林班、266 林班から 269 林班まで、271 林班及び 274 林班の各一部　(国　4,189) 熊毛郡上屋久町口永良部島及び永田の各一部　国　216 公　27 私　418	4,850 国　4,405 公　27 私　418
	熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 51 林班及び 82 林班の全部並びに 13 林班、17 林班から 19 林班まで、22 林班、23 林班、30 林班、31 林班、45 林班、47 林班、50 林班、52 林班、53 林班、55 林班から 61 林班まで、83 林班及び 85 林班から 90 林班までの各一部　(国　2,819)	2,819 (国　2,819)
合　　計		7,669 国　7,224 公　27 私　418

（表１６：特別保護地区内訳表）

名　　称	区　　域
国割岳、永田岳、宮之浦岳、黒味岳、花之江河、破沙岳、モッチョム岳、石塚山、太忠岳、愛子岳に至る山稜部	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 97 林班、229 林班から 231 林班まで及び 265 林班の全部並びに 1 林班から 4 林班まで 5 林班から 9 林班まで、12 林班、13 林班、90 林班から 94 林班まで、98 林班から 100 林班まで、102 林班、103 林班、204 林班から 206 林班まで、232 林班、264 林班、266 林班から 269 林班まで、271 林班及び 274 林班の各一部　(国　3,965) 鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 51 林班及び 82 林班の全部並びに 13 林班、17 林班から 19 林班まで、22 林班、23 林班、30 林班、31 林班、45 林班、47 林班、50 林班、52 林班、53 林班、55 林班から 61 林班まで、83 林班及び 85 林班から 90 林班までの各一部　(国　2,819)
西部車道沿線	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 1 林班から 4 林班までの各一部　(国　140) 鹿児島県熊毛郡上屋久町永田の一部　(国 25 公 27 私 418)
大株歩道一帯	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 99 林班の一部　(国　84)

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
本地区は、宮之浦岳、永田岳、黒味岳等屋久島の中心山岳を包含する核心部であり、世界遺産地域にも登録されている。 この中心山頂部は、ヤクシマダケの山岳風衝植生が見られ、標高が低くなるとスギ、モミ、ツガを主とする自然林となり、さらに標高が低くなるとシイ・カシなどの照葉樹林となる。 また、本地区にはヤクシマザル、ヤクシカなど野生動物も多く見られる。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	6,784 （国　6,784）
屋久島においては、特に低地照葉樹林域は、ほとんどが集落や耕作地になっており、川沿い若しくはこの西部車道沿線でしか鑑賞できない。亜熱帯植物も多く、奄美諸島以南の亜熱帯につながる植生を持っているので、国立公園の中でも価値が極めて高い地区であり、世界遺産地域に登録されている。 また、ヤクシマザルの多くの群を保護する上からも重要な地域である。 当該地区を通過する西部車道に関し、平成９年６月に鹿児島県は環境影響評価調査を実施し、道路拡幅が生物に与える影響は予測できないと報告している。 さらに、平成１０年度に鹿児島県が設置した「屋久島の一周道路整備検討委員会」が西部車道について検討を行った結果、今後①必要最小限の範囲で防災対策、②自然環境や生態系に配慮した災害復旧、③景観に対する配慮、④現在の道幅を利用した必要最低限の範囲での待避所の設置などの実施をとりまとめた。同検討会は、西部車道は基本的に現状維持ということを知事に提言した。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	610 （国　165 公　27 私　418）
縄文杉登山のメインルートである大株歩道を含む地区で，大王杉，夫婦杉をはじめ優れたスギの自然林などが見られ，また公園利用上重要な地域である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	84 （国　84）

名　　称	区　　域
新岳、古岳	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　　(国　　191)
合　　計	

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
新岳山頂および古岳山頂を中心とする一帯である。 山頂には、火口が広がり、ところどころ火山ガスの噴煙が上がる。火口周辺には火山荒原植生が展開し、火口と一体となって原始的な景観を呈している。森林は大部分が自然性の高いスダジイ林によって占められており、火山荒原植生へと移行する部分はヒサカキ林が分布する。 当該地区の景観は口永良部島の特徴的なものであり、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	191 （国　　191）
	7,669 国　7,224 公　　27 私　　418

（イ）第１種特別地域

次の区域を第１種特別地域とする。

（表１７：第１種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面　積（ha）
鹿児島県	熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 228 林班、263 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班まで、12 林班、232 林班、264 林班、266 林班から 269 林班まで、271 林班及び 274 林班の各一部　（国　1,655） 熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　国　517　公　137　私　51	2,360 国　2,172 公　137 私　51
	熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 84 林班の全部並びに 13 林班、23 林班、24 林班、27 林班、28 林班、53 林班、54 林班、59 林班、60 林班、62 林班、75 林班から 77 林班まで、81 林班、85 林班、87 林班から 89 林班まで、106 林班から 108 林班まで及び 112 林班の各一部　（国　940）	940 （国　940）
合　　計		3,300 国　3,112 公　137 私　51

（表１８：第１種特別地域内訳表）

名　　称	区　　域
国割岳、竹の辻北方斜面、南方斜面、坪切岳東方斜面及び小高塚岳北方斜面	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 228 林班、263 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班まで、12 林班、232 林班、264 林班、266 林班から 269 林班まで、271 林班及び 274 林班の各一部　(国　1,655) 鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 13 林班の一部　(国　160)
安房川流域	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 75 林班から 77 林班まで、87 林班から 89 林班まで、106 林班から 108 林班まで及び 112 林班の各一部 (国　312)
明星岳山頂	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 108 林班の一部　(国　16)
荒川左岸	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 84 林班の全部及び 85 林班の一部 (国　294)
栗生歩道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 23 林班、24 林班、27 林班、28 林班の各一部　(国　71)
尾之間歩道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 53 林班、54 林班、59 林班、60 林班、62 林班及び 81 林班の各一部　(国　87)
ナゲシ野崎海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　(国　21)
倉崎山臼伐海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　(国　6)
折崎海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　(国　10)
芭蕉浦崎海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　(国　15)

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
核心部である稜線部を取り囲む地区で、スギの自然林などが見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,815 （国　1,815）
安房川の中流域から下流域に位置し、花崗岩を深く侵食した渓谷にスギ・照葉樹の自然林などが見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	312 （国　312）
明星岳南方斜面に位置する当該地区では、照葉樹の自然林などが見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	16 （国　16）
屋久島でも最もスギの自然林が発達し、世界遺産地域に登録されている。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	294 （国　294）
栗生歩道沿線の地区であり、高標高地ではスギの自然林、低標高地では、照葉樹の自然林などが見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	71 （国　71）
尾之間歩道沿線の地区であり、高標高地ではスギの自然林、尾之間集落付近では、照葉樹の自然林などが見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	87 （国　87）
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈するとともに、海食洞窟が存在するなど、変化に富む海岸線がつづき、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	21 （国　21）
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈し、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	6 （国　6）
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈するとともに、海食洞窟が存在するなど、変化に富む海岸線がつづき、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	10 （国　10）
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈し、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	15 （国　15）

名　　称	区　　域
口永良部島東部海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　　(国　　27)
新岳・古岳山麓部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部 国　438 公　137 私　51
合　　計	

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈する地区であり、海食洞窟やポットホールが存在するなど、変化に富む海岸線がつづき、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	27 （国　　27）
古岳南麓は大起伏火山地であり、海から山体が屹立する雄大な景観を呈し、自然性の高い照葉樹林が分布する。 新岳山麓は中起伏火山地であり、古岳とともに雄大な火山地景観を呈するとともに、自然性の高いスダジイなどの照葉樹林が広がる。 また海岸部では、古岳南麓が波浪によって削られて形成された海食崖が連続し、荒々しい景観がフェリーで口永良部（くちえらぶ）島に訪れる人々を迎える。 これら自然性の高い照葉樹林に覆われた火山地景観および海岸景観の風致の維持を図る必要性の高い地区である。	626 （国　438 公　137 私　51）
	3,300 （国 3,112 公　137 私　51）

（ウ）第２種特別地域

次の区域を第２種特別地域とする。

（表１９：第２種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面　積（ha）
鹿児島県	熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 5 林班から 9 林班まで、105 林班及び 275 林班の各一部　(国　194) 熊毛郡上屋久町口永良部島及び永田の各一部　国 47　公 238　私 324	803 国　241 公　238 私　324
	熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 104 林班の全部並びに 32 林班、38 林班、45 林班、57 林班、58 林班、62 林班、63 林班、65 林班、75 林班、76 林班、78 林班から 81 林班まで、83 林班、103 林班、105 林班及び 112 林班の各一部　(国　1,614) 熊毛郡屋久町安房、尾之間、栗生及び中間の各一部　国 20　公 32　私 47	1,713 国　1,634 公　32 私　47
合　　計		2,516 国　1,875 公　270 私　371

（表２０：第２種特別地域内訳表）

名　　称	区　　域
永田いなか浜・前浜	鹿児島県熊毛郡上屋久町永田の一部 （国　2 公　8）
屋久島灯台一帯	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 275 林班の一部　（国　23） 鹿児島県熊毛郡上屋久町永田の一部 （国　15 公　69 私　9）
愛子岳南方斜面	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 105 林班の一部　（国　22） 鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 104 林班の全部並びに 103 林班及び 105 林班の各一部　（国　509）
国割岳南方斜面	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 5 林班から 9 林班までの各一部 （国　149）
車道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 63 林班、79 林班、80 林班及び 112 林班の各一部　（国　82）
車道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 75 林班、76 林班、78 林班の各一部 （国　77） 鹿児島県熊毛郡屋久町安房の一部　（公　15）
車道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 62 林班、81 林班、83 林班の各一部 （国　214）
栗生、中間海岸、七瀬	鹿児島県熊毛郡屋久町栗生及び中間の各一部 （国　16 公　16 私 0(0.01)）

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
屋久島の北西部に位置する永田（ながた）いなか浜・前浜は、海食崖がほとんどの屋久島の海浜地域の中で最大の砂浜海岸が見られるところである。この海岸には、暖かい黒潮にのって、毎年５月上旬から８月上旬にかけてアカウミガメ等が多数産卵のために上陸し、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	10 （国　2 公　8）
永田（ながた）集落から西部車道へ繋がる導入部分で、スギの人工林などが見られる。 永田（ながた）岬には、屋久島灯台があり興味地点となっている。 このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	116 （国　38 公　69 私　9）
屋久島の北東部に位置する愛子（あいこ）岳の南斜面に位置し、スギの自然林や照葉樹林などが見られ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	531 （国　531）
瀬切（せぎれ）川上流域のスギの自然林などが見られ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	149 （国　149）
スギ林や照葉樹林などが見られる公園計画道路（車道）沿線における、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	82 （国　82）
照葉樹林などが見られる公園計画道路（車道）沿線における、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	92 （国　77 公　15）
スギ林などが見られる公園計画道路（車道）沿線における、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	214 （国　214）
屋久島南西部の海岸線沿いに位置し、マルバニッケイやウバメガシなどの海岸風衝低木林が見られ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	32 （国　16 公　16 私　0(0.01)）

名　　称	区　　域
七五岳一帯	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 32 林班、38 林班及び 45 林班の各一部 (国　311)
千尋滝一帯	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 57 林班、58 林班及び 65 林班の各一部 (国　421)
尾之間	鹿児島県熊毛郡屋久町尾之間の一部 国　4 公　1 私　47
岩屋泊海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　(国　5)
西之浜	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　(国　2)
番屋ヶ峰	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部 公　4 私　2
寝待海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　(国　4)
岩崎海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　(国　3)
湯向北海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　(国　2)
新岳・古岳山麓西側下部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部 国　10 公　157 私　233

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
烏帽子岳や鈴岳などの特別保護地区に隣接し、植生は特別保護地区と違わない地域である。 特に温暖で多雨な屋久島の南部に迫り出した山岳地帯である。花崗岩岩場植生が発達し、屋久島特産の固有変種ヤクシマイトラッキョウ Allium virgunculae var. yakusshimense M. Hotta の基準標本産地である。この稀少な植物は少数個体が山頂近くの岩場斜面に生育している。	311 （国　311）
鈴岳や割石岳などの特別保護地区（世界遺産登録地）やその東の第３種特別地域に接する地域で、鯛ノ川流域に位置し、下流部には有名な千尋滝やトローキの滝があり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	421 （国　421）
モッチョム岳南部に位置する尾之間集団施設地区一帯やシイ・カシ等の照葉樹林が見られる河畔林や海岸林など、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	52 国　4 公　1 私　47
湾入部に位置し、波は静かで穏やかな景観を呈し、海岸には海食洞窟が存在する。海岸からは海に向って、硫黄島や開聞岳などの遠方の島、山への眺望が得られる。このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	5 （国　5）
口永良部島において、唯一の白砂の浜である。海岸部には温泉（西之湯）が存在し、海水浴、温泉利用など口永良部島の利用拠点として、固有の温泉資源や海浜の良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2 （国　2）
口永良部島の西部、古期火山群の最高点に位置し、口永良部島の山々、遠方の島々への優れた眺望が得られる利用上重要な場所であることから、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	6 公　4 私　2
寝待立神や特徴的な形態をした岩など、変化に富む海岸景観を呈し、海岸部には温泉（寝待温泉）が存在する。 固有の温泉資源や変化に富む海岸部の良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	4 （国　4）
口永良部漁港がある湾入部に位置し、フェリーから海食崖が連続する景色を眺めることができ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	3 （国　3）
海食崖が連続する景色が広がり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2 （国　2）
新岳西、北山麓部は溶岩台地が形成されており、火山噴火による溶岩の動きが想起でき、島が形成されてきた歴史を見ることができる。国指定天然記念物のエラブオオコウモリの生息が確認されている。 このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	400 国　10 公　157 私　233

名　　称	区　　域
湯向南海岸部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部　　(国　　2)
新岳・古岳山麓東側下部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部 国　　2 私　　80
合　　計	

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
海食崖が連続する景色が広がり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2 （国　　2）
古岳東麓は中起伏火山地であり、自然性の高いスダジイ群落に覆われているが、海岸に近い部分はリュウキュウチクに覆われている。 このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	82 国　　2 私　　80
	2,516 国 1,875 公　270 私　371

（エ）第３種特別地域

次の区域を第３種特別地域とする。

（表２１：第３種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面　積（ha）
鹿児島県	熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 95 林班、96 林班、101 林班、213 林班から 215 林班まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班及び 270 林班の全部並びに 9 林班、12 林班、90 林班から 94 林班まで、98 林班から 100 林班まで、212 林班、232 林班及び 269 林班の各一部 （国 3,621） 熊毛郡上屋久町口永良部島及び宮之浦の各一部 国　69 公　266 私 1,777	5,733 国　3,690 公　266 私　1,777
	熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 14 林班、15 林班、17 林班、22 林班から 24 林班まで、26 林班から 31 林班まで、50 林班、52 林班から 56 林班まで、59 林班から 63 林班まで、75 林班から 81 林班まで、85 林班から 88 林班まで、90 林班、106 林班から 108 林班まで、111 林班及び 112 林班の各一部　（国　5,240） 熊毛郡屋久町安房、尾之間及び船行の各一部 国　6 公　11 私　26	5,283 国　5,246 公　11 私　26
合　　計		11,016 国　8,936 公　277 私　1,803

（表２２：第３種特別地域内訳表）

名　　称	区　　域
白谷雲水峡	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 213 林班から 215 林班までの全部並びに 212 林班の一部　(国　424) 鹿児島県熊毛郡上屋久町宮之浦の一部　(公　2)
旧宮之浦歩道沿線	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 220 林班から 222 林班まで及び 225 林班の全部　(国　707)
永田歩道沿線	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 270 林班の全部並びに 269 林班の一部　(国　250)
田代海岸	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 111 林班の一部　(国　44) 鹿児島県熊毛郡屋久町船行の一部　(国　6)
小杉谷一帯、坪切岳東方斜面	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 95 林班、96 林班及び 101 林班の全部並びに 90 林班から 94 林班まで、98 林班から 100 林班まで及び 232 林班の各一部　(国　2,191) 鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 90 林班の一部　(国　90)
原生自然環境保全地域西方	鹿児島県熊毛郡上屋久町内 国有林屋久島森林管理署 9 林班及び 12 林班の各一部　(国　49) 鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 14 林班及び 15 林班の各一部　(国　110)
原生自然環境保全地域南方、花山歩道敷	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 17 林班、22 林班から 24 林班まで及び 26 林班から 31 林班までの各一部　(国　1,211)
ヤクスギランド一帯、船行前岳南方斜面、尾立岳、前岳北方斜面、太忠岳東方斜面、雪岳西方斜面	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 59 林班から 63 林班まで、75 林班から 81 林班まで、85 林班から 88 林班まで、106 林班から 108 林班まで及び 112 林班の各一部　(国　3,182)
大川の滝	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 15 林班の一部　(国　14) 熊毛郡屋久町栗生の一部　(私　0(0.1))

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
世界遺産登録地域に隣接し、スギの自然林などが見られる白谷雲水峡の風致の維持を図る必要性の高い地区である。	426 （国　424 公　2）
照葉樹やスギの二次林等が見られ、世界遺産登録地域に隣接し、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	707 （国　707）
永田歩道沿線に位置し、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	250 （国　250）
田代海岸では、枕状溶岩や海岸風衝低木林などが見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	50 （国　50）
スギの人工林や照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2,281 （国　2,281）
世界遺産登録地域に隣接し、スギの自然林などが見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	159 （国　159）
スギの人工林や照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,211 （国　1,211）
スギの人工林や照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	3,182 （国　3,182）
シイ・カシ等が見られる海岸林及び大川の滝一帯に位置し、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	14 （国　14 私　0(0.1)）

名　　称	区　　域
安房川下流左岸	鹿児島県熊毛郡屋久町安房の一部 公　11 私　1
鈴岳南方斜面、割石岳西方斜面、モッチョム岳東方斜面、西方斜面	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 50 林班及び 52 林班から 56 林班までの各一部 (国　589)
尾之間	鹿児島県熊毛郡屋久町尾之間の一部 (私　25)
口永良部島北部	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島の一部 国　69 公　264 私　1,777
合　　計	

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
安房（あんぼう）川下流左岸では、人里近くで良好なシイ・カシ等の照葉樹の河畔林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	12 （公　11 私　1）
スギの人工林や照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	589 （国　589）
シイ・カシ等の照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	25 （私　25）
中起伏火山地で形成され、大半をリュウキュウチク群落が覆う。牧野、採草地が整備され、なだらかな山麓部において、放牧牛が点在する周囲の自然と相まったのびやかな景観を呈する。 農林業との調整を図りつつ、二次的自然の適正な維持管理により、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2,110 （国　69 公　264 私　1,777）
	11,016 （国　8,936 公　277 私　1,803）

（オ）乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域（以下「乗入れ規制地区」という。）を次のとおりとする。

（表２３：乗入れ規制地区表）

名　　称	区　　域	地種区分
永田（なが た）いなか浜・前浜	鹿児島県熊毛郡上屋久町永田（なが た）の一部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）	第２種特別地域
田代海岸	鹿児島県熊毛郡屋久町内 国有林屋久島森林管理署 111 林班の一部 鹿児島県熊毛郡屋久町船行（ふなゆき）の一部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）	第３種特別地域

区　　域　　の　　概　　要	面　積（ha）
屋久島の北西部に位置する永田（ながた）いなか浜・前浜は、海食崖がほとんどの屋久島の海浜地域の中で最大の砂浜海岸が見られるところである。この海岸には、暖かい黒潮にのって、毎年５月上旬から８月上旬にかけてアカウミガメ等が多数産卵に上陸している。このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 特に、ウミガメの保護のため地域を指定する。	10
屋久島東部の海浜部に位置する田代海岸は、屋久島空港から車で１０分でアクセスできる。この海岸には、暖かい黒潮にのって、毎年５月上旬から８月上旬にかけてアカウミガメ等が多数産卵に上陸し、また、枕状溶岩やウバメガシなどの海岸風衝低木林が見られる。このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 特に、ウミガメ及び枕状溶岩の地形を保護するため地域を指定する。	50

イ　海中公園地区

海中公園地区を次のとおりとする。

（表２４：海中公園地区表）

名　　称	区　　域
栗生沿岸	鹿児島県熊毛郡屋久町栗生地先海面
メガ崎	鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島地先海面
合　　計	

地　　区　　の　　概　　要	面　積（ha）
栗生（くりお）沿岸の海底は透明度が非常に高く、高い種の多様性をもつ造礁サンゴ群集および魚類よりなる海中景観は極めて優れている。 魚類を例にあげれば、これまでに屋久島海域に分布することが知られている約５８０種のうち、平成１１年度の調査で３３３種の出現を確認した。サンゴ群集は平成１０年夏の白化現象による被害もみられたが、その回復は今後に期待できる。海藻類では、「塚崎タイドプール」に特に希少なホンダワラ類の分布が確認された。これらの海洋生物群集に共通してみられる特徴は、総じて南日本型の暖温帯種と琉球列島型の亜熱帯種が共存していることと、一部には琉球列島海域にもみられない、八重山諸島や東南アジア島嶼海域を分布の中心とする熱帯種が出現していることである。この点は屋久島が強い黒潮の影響下にあることとの関連が示唆される。塚崎や七瀬（ななせ）沖合いのポイントはスキューバ潜水、塚崎タイドプール群とカマゼノ鼻東岸の浅海ポイントはスノーケリングでの利用が開発できよう。 現存の海中公園が北は鹿児島県本土の佐多岬、南は奄美大島の笠利半島を境に３００km を隔てて存在しない中で、非常に優れた海中景観と特異な生物相をもつ地区である。	114.4
海岸付近は岩盤の上に巨大な転石が散在し、岩盤や転石の上に塊状のサンゴ群体が分布する。水深 10m 付近の海底では、ミダレノウサンゴを中心に多くのサンゴが確認されている。 洞窟なども見られ、多くの魚種が確認されており、海中景観の保護を厳正に図る必要性の高い地区である。	56.5
	170.9

ウ　普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

（表２５：普通地域表）

都道府県名	区　　域	面　積（ha）
鹿児島県	熊毛郡上屋久町 屋久島陸域の公園区域の地先海面（ただし、上屋久永田港湾区域の海面を除く。）並びに口永良部島の一部及び口永良部島陸域の公園区域の地先海面	65
	熊毛郡屋久町 陸域の公園区域の地先海面（ただし、次の海面を除く。） 尾之間港湾区域、中間港湾区域、小島港湾区域、栗生港湾区域及び栗生漁港区域並びに鹿児島県熊毛郡屋久町船行の陸域の公園区域の地先海面のうち、国有林屋久島森林管理署 111 林班北端を起点として真東に伸ばした線から北側の海面	0
合　　計		65

(5) 施設計画

施設計画は次のとおりである。

ア　保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

（表２６：保護施設表）

種　　類	位　　置
植生復元施設	鹿児島県熊毛郡屋久町（花之江河・小花之江河）

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
日本最南端の高層湿原の荒廃の防止及び植生の復元を図る。	平 14. 2.19 告示

イ　利用施設計画

利用施設計画を次のとおりとする。

（ア）　集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

（表２７：集団施設地区表）

番号	名　称	区　　域	計　　画　　目　　標
1	尾之間（おのあいだ）	鹿児島県熊毛郡屋久町尾之間（おのあいだ）の一部	屋久島の南部に位置する当該地区は、島内でも比較的日照時間が長く真冬でも温暖な気候が続く。地区の北側には岩頭を持つモッチョム岳が聳え、雄大な風景が望まれるほか、近くには温泉が湧出している。 この恵まれた自然環境を生かし、保健休養の場として、快適な滞在型利用空間を形成するための施設を計画するものとする。

<table>
<tr><th>整備計画区</th><th>整　　備　　方　　針</th><th>面積(ha)</th><th>旧計画との関係</th></tr>
<tr><td>尾之間整備計画区</td><td>モッチョム岳の南部に広がる小高い丘陵地に位置する整備計画区である。
既存の宿舎を中心に散策のための歩道、駐車場等の整備を図る。</td><td>32.7</td><td rowspan="4">一般計画
昭 39. 3.16 決定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">面　　積　　計</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td></tr>
<tr><td>0.2</td><td>0.1</td><td>32.4</td></tr>
<tr><td colspan="3">32.7</td></tr>
</table>

（イ） 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

（表２８：単独施設表）

番号	種　　類	位　　置
1	園　　地	鹿児島県熊毛郡上屋久町（いなか浜、前浜）
2	園　　地	鹿児島県熊毛郡上屋久町（白谷雲水峡）
3	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡上屋久町（白谷）
4	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡上屋久町（新高塚）
5	園　　地	鹿児島県熊毛郡上屋久町（小杉谷）
6	野 営 場	鹿児島県熊毛郡上屋久町（小杉谷）
7	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡上屋久町（鹿ノ沢）
8	園　　地	鹿児島県熊毛郡屋久町（田代海岸）
9	園　　地	鹿児島県熊毛郡屋久町（荒川登山口）
１０	園　　地	鹿児島県熊毛郡屋久町（安房川河畔）
１１	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡屋久町（石塚）
１２	園　　地	鹿児島県熊毛郡屋久町（ヤクスギランド前）
１３	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡屋久町（淀川）
１４	園　　地	鹿児島県熊毛郡屋久町（淀川登山口）
１５	園　　地	鹿児島県熊毛郡屋久町（大川の滝）
１６	園　　地	鹿児島県熊毛郡屋久町（栗生）

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
いなか浜及び前浜のウミガメ観察等のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
白谷雲水峡の自然探勝のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
縄文杉、宮之浦岳等の登山のための避難小屋として整備する。	平 14. 2.19 告示
宮之浦岳等の登山のための避難小屋として整備する。	平 14. 2.19 告示
小杉谷一帯の自然探勝のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
小杉谷の野営場として整備する。	平 14. 2.19 告示
宮之浦岳及び永田岳等の登山のための避難小屋として整備する。	平 14. 2.19 告示
田代海岸の自然探勝のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
縄文杉などへの登山のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
安房川の河畔探勝のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
宮之浦岳等の登山のための避難小屋として整備する。	平 14. 2.19 告示
ヤクスギランド等の利用者のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
宮之浦岳等の登山のための避難小屋として整備する。	平 14. 2.19 告示
宮之浦岳・黒味岳などへの登山のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
大川の滝の自然探勝のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
栗生海岸の自然探勝のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示

番号	種　　類	位　　置
１７	野　営　場	鹿児島県熊毛郡屋久町（栗生）
１８	園　　地	鹿児島県熊毛郡屋久町（千尋滝）
１９	水　泳　場	鹿児島県熊毛郡上屋久町（岩屋泊）
２０	園　　地	鹿児島県熊毛郡上屋久町（本村）
２１	博物展示施設	鹿児島県熊毛郡上屋久町（本村）
２２	公衆浴場	鹿児島県熊毛郡上屋久町（湯向）

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
栗生(くりお)海岸の野営場として整備する。	平 14. 2.19 告示
千尋滝(せんぴろのたき)一帯の自然探勝及びモッチョム岳登山のための園地として整備する。	平 14. 2.19 告示
岩屋泊(いわやどまり)での海水浴、散策利用のための水泳場として整備する。	新　　規
本村(ほんむら)周辺の休憩等のための園地として整備する。	新　　規
口永良部(くちえらぶ)島の利用拠点となっており、自然等の紹介や火山活動地帯における利用の注意喚起のための博物展示施設として整備する。	新　　規
湯向(ゆむぎ)温泉での温泉利用のための公衆浴場として整備する。	新　　規

（ウ） 道路

① 車道

車道を次のとおりとする。

（表２９：道路（車道）表）

番号	路線名	区　　間	主要経過地
1	永田栗生線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（永田・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（瀬切川・国立公園境界）	
2	淀川登山口線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（安房・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（淀川登山口）	ヤクスギランド
3	荒川谷線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（荒川分かれ・車道分岐点） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（荒川登山口）	
4	本村岩屋泊湯向線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（本村） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（岩屋泊） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（番屋ヶ峰） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（湯向）	

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
世界遺産登録地域内を通る自然に親しむための車道として整備する。 なお、整備は必要最小限度の防災対策、災害復旧のみとし、整備に当たっては自然景観を極力保護するよう努めることとする。	昭 58. 1.14 告示
安房からヤクスギランド、紀元杉などをとおり、淀川登山口に至る車道として整備する。	平 14. 2.19 告示
淀川登山口線から分岐し、荒川登山口に至る車道として整備する。	昭 39. 3.16 告示
本村から岩屋泊、番屋ヶ峰及び湯向に至る車道として整備する。	新　　規

② 歩道

歩道を次のとおりとする。

（表３０：道路（歩道）表）

番号	路線名	区　　間	主要経過地
1	龍神杉線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（宮之浦川） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（龍神杉）	
2	愛子岳線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（小瀬田・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（愛子岳山頂）	
3	楠川線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（白谷雲水峡駐車場） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（楠川三叉路・歩道合流点）	
4	永田線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（永田・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（焼野・歩道合流点）	竹の辻、鹿ノ沢避難小屋、ローソク岩、永田岳
5	花山線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（大川林道・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（鹿ノ沢避難小屋・歩道分岐点）	
6	花之江河ヤクスギランド線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（花之江河・歩道分岐点） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（ヤクスギランド・歩道合流点）	石塚避難小屋
7	太忠岳線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（ヤクスギランド） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（ヤクスギランド・歩道合流点） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（太忠岳山頂）	
8	宮之浦岳縄文杉線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（淀川登山口・歩道分岐点） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（荒川登山口）	淀川避難小屋、小花之江河　、花之江河、宮之浦岳、焼野、新高塚避難小屋、縄文杉、小杉谷
9	栗生線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（栗生・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（花之江河・歩道合流点）	
１０	湯泊線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（七五岳・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（七五岳山頂） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（烏帽子岳山頂） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（花之江河・歩道合流点）	

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
龍神杉に至る登山道として整備する。	平 14. 2.19 告示
小瀬田方面から愛子岳に至る登山道として整備する。	平 14. 2.19 告示
白谷雲水峡から楠川三叉路に至る登山道として整備する。	平 14. 2.19 告示
永田から焼野三叉路に至る登山道として整備する。	昭 39. 3.16 告示
鹿ノ沢避難小屋から大川林道に至る登山道として整備する。	平 14. 2.19 告示
花之江河からヤクスギランドに至る登山道として整備する。	昭 46.11. 9 告示
ヤクスギランドから太忠岳に至る登山道として整備する。	昭 39. 3.16 告示
淀川登山口から宮之浦岳及び縄文杉を経て、荒川登山口に至る登山道として整備する。	昭 39. 3.16 告示
栗生方面から花之江河に至る登山道として整備する。	昭 39. 3.16 告示
湯泊方面から七五岳、烏帽子岳及び花之江河に至る登山道として整備する。	平 14. 2.19 告示

番号	路線名	区　　間	主要経過地
１１	モッチョム岳線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（千尋滝・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（モッチョム岳山頂）	
１２	尾之間線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（尾之間・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（蛇之口滝） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（淀川登山口・歩道合流点）	
１３	古岳線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（砂ヶ迫登山口） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（古岳火口）	古岳山頂
１４	永迫メガ崎線	起点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（永迫牧場） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（メガ崎灯台下） 終点－鹿児島県熊毛郡上屋久町（メガ崎北海岸）	メガ崎灯台

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
モッチョム岳登山のための歩道として整備する。	平 14. 2.19 告示
尾之間から蛇之口滝及び淀川登山口に至る登山道として整備する。	昭 39. 3.16 告示
島の案内人とともに古岳火口の荒々しい眺めやマルバサツキが美しい照葉樹林の森を散策し、硫黄採取の歴史を知る登山道として整備する。	新　　規
口永良部島東部の牧場景観、ヤクシカ等の動物観察並びに海岸部でのタイドプールなどでの水生生物観察などを楽しみながら、メガ崎灯台および海中公園地区に至る歩道として整備する。	新　　規

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表３１：運輸施設表)

番号	路線名	種　　類	区　　間	主要経過地
1	栗生(くりお)沿岸線	船舶運送施設	起点－鹿児島県熊毛郡屋久町（栗生(くりお)） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久町（栗生(くりお)）	

整　　備　　方　　針	旧計画との関係
栗生(くりお)沿岸の海中景観を楽しむための船舶運送施設として整備する。	平 14. 2.19 告示